



百三十三号) 第五十五条第一項の許可を受けた営むものをいい、前三号に掲げる営業に該当するものを除く。以下同じ。) のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業(営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。) で、午前六時から午後十時までの時間においてのみ営むもの以外のもの。

## 第二章 風俗営業の許可等

(営業の許可)

第三条 風俗営業を営もうとする者は、風俗営業の種別(前条第一項各号に規定する風俗営業の種別をいう。以下同じ。)に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の許可を受けなければならない。

第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 一年以上の拘禁刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の拘禁刑若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

イ 第四十九条又は第五十条第一項の罪

ロ 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百七十四条、第百七十五条、第百八十三条、第一百八十五条、第二百八十六条、第二百二十一条、第二百二十五条、第二百二十五条、當利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百二十六条、第二百二十七条第一項(同法第二百一十四条、第二百一十五条、第二百一十六条、第二百二十六条の二又は第二百一十六条の三号において同じ。)、第二百二十六条の三、第二百二十七号) 第五百六十一条第一項又は第二百二十九条(同法第八十五条第一項又は第二项に係る部分に限る。)又は第三十条(同法第八十六条第一項に係る部分に限る。)の規定により適用する場合を含む。)の罪

四 職業安定法(昭和二十二年法律第二百四十一号)第六十三条の罪

ト 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百十七条、第百十八条第一項(同法第六条又は第五十六条に係る部分に限る。)又は第百十九条第一号(同法第六十一条又は第六十二条に係る部分に限る。)(これらは第六十二条に係る部分に限る。)の規定を船員職業安定法(昭和二十三年法律第二百三十号)又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十一年法律第八十九号)の規定により適用する場合を含む。)の罪

チ 船員法(昭和二十二年法律第二百号)の第二十九条(同法第八十五条第一項又は第二项に係る部分に限る。)又は第三十条(同法第八十六条第一項に係る部分に限る。)の規定により適用する場合を含む。)の罪

リ 職業安定法(昭和二十二年法律第二百四十一号)第六十三条の罪

八 前号に規定する期間内に合併により消滅した法人又は第十条第一項第一号の規定による許可証の返納をした法人(合併又は風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)の前号の公示の日前六十日以内に役員であつて営むものをいい、前三号に掲げる営業に該当するものを除く。以下同じ。)のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業(営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。)で、午前六時から午後十時までの時間においてのみ営むもの以外のもの。

九 第七号に規定する期間内に分割により同号の営業に係る部分に限る。以下この号において同じ。)のうち、バーや酒場その他客に酒類を提供して営む営業(営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。)で、午前六時から午後十時までの時間においてのみ営むもの以外のもの。

十 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十三条の二第一項の罪

十一 法人でその役員のうちに第一号から第九号までのいずれかに該当する者があるものと認めた者で足りる相当な理由がある者

十二 船員職業安定法(昭和二十二年法律第二百十一年法律第八十九号)第百八条の罪

十三 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第五十八条の罪

十四 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律(平成二十年法律第八十九号)第百八条の罪

十五 集団的、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行おうおそれがあると認められた者

十六 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

十七 哺乳婦の保護に関する法律(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

十八 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

十九 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

二十 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

二十一 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

二十二 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

二十三 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

二十四 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

二十五 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

二十六 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

二十七 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

二十八 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

二十九 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

三十 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

三十一 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

三十二 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

三十三 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

三十四 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

三十五 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

三十六 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

三十七 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

三十八 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

三十九 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

四十 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

四十一 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

四十二 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

四十三 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

四十四 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

四十五 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

四十六 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

四十七 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

四十八 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

四十九 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

五十 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

五十一 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

五十二 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

五十三 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

五十四 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

五十五 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

五十六 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

五十七 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

五十八 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

五十九 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

六十 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

六十一 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

六十二 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

六十三 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

六十四 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

六十五 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

六十六 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

六十七 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

六十八 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

六十九 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

七十 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

七十一 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

七十二 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

七十三 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

七十四 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

七十五 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

七十六 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

七十七 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

七十八 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

七十九 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

八十 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

八十一 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

八十二 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

八十三 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

八十四 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

八十五 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

八十六 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

八十七 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

八十八 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

八十九 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

九十 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

九十一 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

九十二 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

九十三 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

九十四 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

九十五 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

九十六 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

九十七 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

九十八 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

九十九 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百零一 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百零二 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百零三 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百零四 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百零五 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百零六 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百零七 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百零八 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百零九 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百一十 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百一十一 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百一十二 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百一十三 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百一十四 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百一十五 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百一十六 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百一十七 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百一十八 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百一十九 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百二十 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百二十一 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百二十二 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百二十三 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百二十四 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百二十五 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百二十六 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百二十七 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百二十八 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百二十九 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百三十 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百三十一 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百三十二 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百三十三 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百三十四 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百三十五 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百三十六 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百三十七 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百三十八 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百三十九 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百四十 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百四十一 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百四十二 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百四十三 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百四十四 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百四十五 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百四十六 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百四十七 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百四十八 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百四十九 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一項の罪

一百五十 市場運営法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第百八条の二第一



(特例風俗営業者の認定)

一 当該風俗営業の許可（第七条第一項、第七  
六条及び第九条第一項の規定の適用につき特例  
を設けるべき風俗営業者として認定することが  
できる。

二 過去十年以内にこの法律に基づく処分（指示を含む。以下同じ。）を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、当該風俗営業に関する法令及びこの法律に基づく条例の遵守の状況が優良な者として国家公安委員会規則で定める基準に適合する者であること。

前項の認定を受けようとする者は、公安委員会に、次の事項を記載した認定申請書を提出しなければならない。この場合において、当該認定申請書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び所在地

三 営業所の構造及び設備の概要

一 公安委員会は、第一項の認定をしたときは、國家公安委員会規則で定めるところにより、認定証を交付しなければならない。

二 公安委員会は、第一項の認定をしないときは、國家公安委員会規則で定めるところにより、申請者にその旨を通知しなければならない。

三 認定証の交付を受けた者は、当該認定証を失し、又は当該認定証が滅失したときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出で、認定証の再交付を受けなければならない。

一 公安委員会は、第一項の認定を受けた者につき次の各号のいずれかに該当する事由があつたときは、当該認定を取り消さなければならぬい。

二 当該風俗営業の許可が取り消されたこと。

三 この法律に基づく処分を受けたこと。

四 第一項第三号に該当しなくなつたこと。

一 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたことが判明したこと。

7 認定証の交付を受けた者は、次の各号のいづれかに該当することとなつたときは、遅滞な

く認定証（第三号の場合）においては、発見し、又は回復した認定証を公安委員会に返納しなければならない。

9 8 三 認定証の再交付を受けた場合において、亡失した認定証を発見し、又は回復したときは、認定証は、その効力を失う。

前項第一号の規定による認定証の返納があつたときは、認定は、その効力を失う。

二 認定証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遲滞なく、認定証を公安委員会に返納しなければならない。

一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人合併 清算人又は破産管財人

三 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者

(名義貸しの禁止)

**第十一條** 第三条第一項の許可を受けた者は、自己の名義をもつて、他人に風俗営業を営ませてはならない。

**第三章 風俗営業者の遵守事項等**

(構造及び設備の維持)

**第十二条** 風俗営業者は、営業所の構造及び設備を、第四条第二項第一号の技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

(営業時間の制限等)

**第十三条** 風俗営業者は、深夜(午前零時から午前六時までの時間)においては、その営業を営んではならない。ただし、都道府県の条例に特別の定めがある場合は、次号に掲げる日の区分に応じそれぞれ当該各号に定める地域内に限り、午前零時以後において当該条例で定める時までその営業を営むことができる。

一 都道府県が習俗的行事その他の特別な事情のある日として当該条例で定める日 当該事情のある地域として当該条例で定める地域

二 前号に掲げる日以外の日 午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として政令で定める基準に従い当該条例で定める地域

都道府県は、善良の風俗若しくは清淨な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害

を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、前項の規定によるほか、政令で定める基準

3 に従い条例で定めるところにより 地域を定めて、風俗営業の営業時間を制限することができ る。

で定める時までの時間においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、客が大声若しくは騒音を発し、又は酔つて粗野若しくは乱暴な言動をすることその他営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼさないようにするために必要な措置を講じなければならない。

**第十四条** 風俗営業者は、第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごとに苦情の処理に関する帳簿を備え付け、必要な事項を記載するとともに、苦情の適切な処理に努めなければならない。  
(照度の規制)

**第十五条** 風俗営業者は、営業所周辺において、政令で定めるところにより、都道府県の条例で定める数値以上の騒音又は振動(人声その他その他の営業活動に伴う騒音又は振動に限る)が生じないように、その営業を営まなければならぬ。  
(騒音及び振動の規制)

**第十六条** 風俗営業者は、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をしてはならない。  
(料金の表示)

**第十七条** 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その営業に係る料金で國家公安委員会規則で定める種類のものを、営業所において客に見やすいように表示しなければならない。  
(年少者の立入禁止の表示)

**第十八条** 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、十八歳未満の者がその営業

時以後の時間において立ち入ってはならない旨（第二十二条第二項）の規定に基づく都道府県の条例で、午前六時後午後十時前の時間における十八歳未満の者の立入りの禁止又は制限を定めたときは、午後十時以後の時間において立ち入

(接客従業者に対する拘束的行為の規制)  
**第十八条の二 接待飲食等営業を當む風俗営業者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。**

一 営業所で客に接する業務に従事する者（以下「接客従業者」という。）に対し、接客従業者でなくなつた場合には直ちに残存する債務を完済することを条件として、その支払能力に照らし不相當に高額の債務（利息制限法（昭和一十九年法律第二百号）その他の法令の規定によりその全部又は一部が無効とされるものを含む。以下同じ。）を負担させること。

二 その支払能力に照らし不相當に高額の債務を負担させた接客従業者の旅券等（出入国管理及び難民認定法第二条第五号の旅券、道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第九十二条第一項の運転免許証その他求人者が求職者の本人確認のため通常提示を求める書類として政令で定めるものをいう。以下同じ。）を保管し、又は第三者に保管させること。

接待飲食等営業を當む風俗営業者は、接客業務受託営業を當む者が当該接客業務受託営業に關し第三十五条の三の規定に違反する行為又は売春防止法第九条、第十条若しくは第十二条の罪に当たる違法な行為をしている疑いがあると認められるときは、当該接客業務受託営業を當む者の使用人その他の従業者で当該違反行為の相手方となつているものが営業所で客に接する業務に従事することを防止するため必要な措置をとらなければならない。

(遊技料金等の規制)

**第十九条 第二条第一項第四号の営業を當む風俗営業者は、國家公安委員会規則で定める遊技料金、賞品の提供方法及び賞品の価格の最高限度（まあじやん屋を當む風俗営業者にあつては、遊技料金）に関する基準に従い、その営業を當まなければならぬ。**

(遊技機の規制及び認定等)

- 第二十条** 第四条第四項に規定する営業を営む風俗営業者は、その営業所に、著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして同項の国家公安委員会規則で定める基準に該当する遊技機を設置してその営業を営んではならない。
- 前項の風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該営業所における遊技機につき同項に規定する基準に該当しない旨の公安委員会の認定を受けることができる。
- 国家公安委員会は、政令で定める種類の遊技機の型式に関し、国家公安委員会規則で、前項の公安委員会の認定につき必要な技術上の規格を定めることができる。
- 前項の規格が定められた場合には、遊技機の製造業者（外国において本邦に輸出する遊技機を製造する者を含む。）又は輸入業者は、その製造し、又は輸入する遊技機の型式が同項の規定による技術上の規格に適合しているか否かについて公安委員会の検定を受けることができる。
- 公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、第二項の認定又は前項の検定に必要な試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を、一般社団法人又は一般財團法人であつて、当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして国家公安委員会があらかじめ指定する者（以下「指定試験機関」という。）に行わせることができ。
- 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 都道府県は、第二項の認定、第四項の検定又は第五項の試験に係る手数料の徴収については、政令で定める者から、実費の範囲内において、遊技機の種類、構造等に応じ、当該認定、検定又は試験の特性を勘案して政令で定める額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。
- 前項の場合においては、都道府県は、条例で定めるところにより、第五項の指定試験機関が行う試験に係る手数料を当該指定試験機関へ納めさせ、その収入とすることができます。

- 9 前項の場合においては、都道府県は、条例で定めるところにより、第五項の指定試験機関が行う試験に係る手数料を当該指定試験機関へ納めさせ、その収入とすることができます。
- 10 第九条第一項、第二項及び第三項第二号の規定は、第一項の風俗営業者が設置する遊技機の増設、交替その他の変更について準用する。この場合において、同条第二項中「第四条第二項第一号の技術上の基準及び」とあるのは、「第四条第四項の基準に該当せず、かつ」と読み替えるものとする。
- 11 第十二条から第十九条まで、前条第一項及び次条第二項に定めるもののほか、都道府県は、条例により、風俗営業者の行為について準用する第九条第一項の承認に關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。（条例への委任）
- 第二十二条** 第十二条から第十九条まで、前条第一項及び次条第二項に定めるもののほか、都道府県は、条例により、風俗営業者の行為について防止するため必要な制限を定めることができること。
- 12 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 13 現金又は有価証券を賞品として提供すること。
- 14 客に提供した賞品を買い取ること。
- 15 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 16 遊技球等を客のために保管することを表示する書面を客に発行すること。
- 17 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 18 遊技球等を客のために保管したことの表示を記載した書面を客に発行すること。
- 19 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 20 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 21 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 22 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 23 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 24 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 25 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 26 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 27 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 28 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 29 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 30 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 31 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 32 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 33 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 34 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 35 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 36 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 37 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 38 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 39 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 40 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 41 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 42 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 43 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 44 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 45 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 46 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 47 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 48 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 49 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 50 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 51 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 52 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 53 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 54 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 55 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 56 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 57 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 58 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 59 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 60 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 61 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 62 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 63 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 64 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 65 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 66 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 67 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 68 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 69 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 70 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 71 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 72 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 73 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 74 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 75 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 76 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 77 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 78 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 79 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 80 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 81 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 82 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 83 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 84 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 85 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 86 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 87 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 88 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 89 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 90 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 91 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 92 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 93 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 94 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 95 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 96 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 97 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 98 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 99 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。
- 100 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」といふ。）を客に営業所外に持ち出させること。

(遊技場営業者の禁止行為)

- 第二十三条** 第二条第一項第四号の営業（ばらん）は、第三号に該当すると認めたとき、又はその者（この職務に關し法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、その情状により管理者として不適当であると認めたときは、風俗営業者に対する講習を行ふことができる）に對し、當該管理者の解任を勧告することができる。
- 公安委員会は、第三項に規定する管理者の業務を適正に実施させるため必要があると認めるときは、國家公安委員会規則で定めるところに對する講習を行ふことができる。
- 1 公安委員会は、風俗営業者が、営業所ごとに、当該営業所における業務の実施を統括管理する者のうちから、第三項に規定する業務を行う者として、管理者一人を選任しなければならない。ただし、管理者として選任した者が欠けるに至ったときは、当該管理者を選任しておかなくててもよい。
- 2 公安委員会は、風俗営業者又はその選任に係る管理者について前項の講習を行ふ旨の通知を受けたときは、當該管理者に講習を受けさせなければならぬ。
- 3 第二項第一項第四号のまあじやん屋又は同項第五号の営業を営む者は、前条第一項の規定によるほか、その営業に於ける賞品を提供してはならない。
- 4 第二項第一項第三号及び第四号の規定は、第二条第一項第四号のまあじやん屋又は同項第五号の営業を営む者は、前条第一項の規定によるほか、その営業に於ける賞品を提供してはならない。
- 5 第二項第一項第五号の営業を営む者は、前条第一項の規定によるほか、その営業に於ける賞品を提供してはならない。
- 6 第二項第一項第六号の規定は、第二条第一項第六号から第九号までのいずれかに該当する者（営業所の管理者）がこの職務により管理する業務を適正に実施することができる。
- 7 風俗営業者は、公安委員会からその選任に係る管理者について前項の講習を行ふ旨の通知を受けたときは、當該管理者に講習を受けさせなければならぬ。
- 8 公安委員会は、風俗営業者又はその選任に係る管理者が、當該営業に於ける業務の実施に關し、風俗営業者又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）に對し、當該風俗営業者の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて當該風俗営業の全部若しくは第三条第二項の規定に基づき付された条件に違反したときは、當該風俗営業者に対する講習を行ふものとする。
- 9 公安委員会は、前項の規定により風俗営業を営む者に對し、當該施設を用いて営む飲食店営業について、六月（前項の規定により風俗営業の停止を命ずるときは、その停止の期

間)を超えない範囲内で期間を定めて営業の全  
部又は一部の停止を命ずることができる。

#### 第四章 性風俗関連特殊営業等の規制

##### 第一節 性風俗関連特殊営業の規制

###### 第一款 店舗型性風俗特殊営業の規制

(営業等の届出)

第二十七条 店舗型性風俗特殊営業を営もうとする者は、店舗型性風俗特殊営業の種別(第二条第六項各号に規定する店舗型性風俗特殊営業の種別をいう。以下同じ。)に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
二 営業所の名称及び所在地  
三 店舗型性風俗特殊営業の種別  
四 営業所の構造及び設備の概要  
五 営業所における業務の実施を統括管理する者との氏名及び住所

前項の届出書を提出した者は、当該店舗型性風俗特殊営業を廃止したとき、又は同項各号(第三号を除く。)に掲げる事項(同項第二号に限る。)に変更があったときは、公安委員会に、廃止又は変更に係る事項その他の内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

前二項の届出書には、営業の方法を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 公安委員会は、第一項又は第二項の届出書(同項の届出書にあっては、店舗型性風俗特殊営業を廃止した場合におけるものを除く。)の提出があつたときは、その旨を記載した書面を当該届出書を提出した者に交付しなければならない。ただし、当該届出書に係る営業所が第二十八条第一項の規定又は同条第二項の規定に基づく条例の規定により店舗型性風俗特殊営業を営んでいたる者の当該店舗型性風俗特殊営業ではないこととされる区域又は地域にあるときは、この限りでない。

5 店舗型性風俗特殊営業を営む者は、前項の規定により交付された書面を営業所に備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(広告宣伝の禁止)  
第二十七条の二 前条第一項の届出書を提出した者は(同条第四項ただし書の規定により同項の書面の交付がされなかつた者を除く。)は、当該届出書を提出するもの(ほか、その営業につき、清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をしてはならない。)において、広告

面の交付がされなかつた者を除く。)は、当該届出書を提出する者以外の者は、店舗型性風俗特殊営業を営む目的をもつて、広告又は宣伝をしてはならない。

第二十八条 店舗型性風俗特殊営業は、一団地の官公署施設(官公署施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第八十一条)第二条第四項に規定するもの)をいう。

(店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等)

2 前項に規定する者は、店舗型性風俗特殊営業を営む目的をもつて、広告又は宣伝をしてはならない。

第三十九条 店舗型性風俗特殊営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に関し、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定(前号第一項の規定又は同条第二項の規定に基づく条例の規定を除く。)に違反したときは、当該店舗型性風俗特殊営業を営む者に對し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすること

(指示)

4 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせる。

5 営業所で二十歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。

6 営業所で二十二歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。

7 第五項第一号の規定は、同号の規定の適用に関する第一項の規定又は同号口の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際現に規定は、これらの規定の施行又は適用の際現に規定又は第二項の規定に基づく条例の規定を適用しないこととされる店舗型性風俗特殊営業を営む者が当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の外周又は内部に広告物を表示する場合及び当該営業所の内部においてビラ等を頒布する場合については、適用しない。

8 第五項第一号の規定は、同号の規定の適用に関する第一項の規定又は同号口の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際店舗型性風俗特殊営業を営む者が現に表示している広告物(当該施行又は適用の際現に第二十七条规定第一項の届出書を提出して店舗型性風俗特殊営業を営んでいる者が表示するものに限る。)については、当該施行又は適用の日から一月を経過する日までの間に、適用しない。

9 前項及び第五項に規定するもの(ほか、店舗型性風俗特殊営業を営む者は、その営業につき、清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をしてはならない。

(営業の停止等)

10 前項及び第五項に規定するもの(ほか、店舗型性風俗特殊営業を営む者は、その営業につき、清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨を明示するものほか、その営業につき、次に掲げる方法で広告又は宣伝をしてはならない。

11 第十八条の二の規定は、店舗型性風俗特殊営業を営む者について準用する。

12 店舗型性風俗特殊営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該営業に關し客引きをするため、道路そ

り、又はつきまとうこと。

二 当該営業の場所で、人の身邊に立ちふさが

る他の公共の場所で、人の身邊に立ちふさが

る行為をしてはならない。

三 営業所で十八歳未満の者を客に接する業務に從事させること。

四 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせる。

五 営業所で二十歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。

六 営業所で二十二歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。

七 第五項第一号の規定は、同号の規定の適用に関する第一項の規定又は同号口の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際現に規定は、これらの規定の施行又は適用の際現に規定又は第二項の規定に基づく条例の規定を適用しないこととされる店舗型性風俗特殊営業を営む者が当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の外周又は内部に広告物を表示する場合及び当該営業所の内部においてビラ等を頒布する場合については、適用しない。

八 第五項第一号の規定は、同号の規定の適用に関する第一項の規定又は同号口の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際店舗型性風俗特殊営業を営む者が現に表示している広告物(当該施行又は適用の際現に第二十七条规定第一項の届出書を提出して店舗型性風俗特殊営業を営んでいる者が表示するものに限る。)については、当該施行又は適用の日から一月を経過する日までの間に、適用しない。

九 前項及び第五項に規定するもの(ほか、店舗型性風俗特殊営業を営む者は、その営業につき、清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をしてはならない。

(営業の停止等)

10 前項及び第五項に規定するもの(ほか、店舗型性風俗特殊営業を営む者が第二十八条规定第一項の規定又は同条第二項の規定に基づく条例の規定により店舗型性風俗特殊営業を営んでいたる者は、当該店舗型性風俗特殊営業を営む者に對し、当該施設を用いて當む店舗型性風俗特殊営業について、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該店舗型性風俗特殊営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

11 第十八条の二の規定は、店舗型性風俗特殊営業を営む者について準用する。

12 店舗型性風俗特殊営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該営業に關し客引きをするため、道路そ

り、又はつきまとうこと。

二 当該営業の場所で、人の身邊に立ちふさが

る他の公共の場所で、人の身邊に立ちふさが

る行為をしてはならない。

三 営業所で十八歳未満の者を客に接する業務に從事させること。

四 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせる。

五 営業所で二十歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。

六 営業所で二十二歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。

七 第五項第一号の規定は、同号の規定の適用に関する第一項の規定又は同号口の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際現に規定は、これらの規定の施行又は適用の際現に規定又は第二項の規定に基づく条例の規定を適用しないこととされる店舗型性風俗特殊営業を営む者が当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の外周又は内部に広告物を表示する場合及び当該営業所の内部においてビラ等を頒布する場合については、適用しない。

八 第五項第一号の規定は、同号の規定の適用に関する第一項の規定又は同号口の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際店舗型性風俗特殊営業を営む者が現に表示している広告物(当該施行又は適用の際現に第二十七条规定第一項の届出書を提出して店舗型性風俗特殊営業を営んでいる者が表示するものに限る。)については、当該施行又は適用の日から一月を経過する日までの間に、適用しない。

九 前項及び第五項に規定するもの(ほか、店舗型性風俗特殊営業を営む者は、その営業につき、清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をしてはならない。

(営業の停止等)

10 前項及び第五項に規定するもの(ほか、店舗型性風俗特殊営業を営む者が第二十八条规定第一項の規定又は同条第二項の規定に基づく条例の規定により店舗型性風俗特殊営業を営んでいたる者は、当該店舗型性風俗特殊営業を営む者に對し、当該施設を用いて當む店舗型性風俗特殊営業について、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該店舗型性風俗特殊営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

11 第十八条の二の規定は、店舗型性風俗特殊営業を営む者について準用する。

12 店舗型性風俗特殊営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該営業に關し客引きをするため、道路そ

り、又はつきまとうこと。

二 当該営業の場所で、人の身邊に立ちふさが

る他の公共の場所で、人の身邊に立ちふさが

る行為をしてはならない。

三 営業所で十八歳未満の者を客に接する業務に從事させること。

四 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせる。

五 営業所で二十歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。

六 営業所で二十二歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。

七 第五項第一号の規定は、同号の規定の適用に関する第一項の規定又は同号口の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際現に規定は、これらの規定の施行又は適用の際現に規定又は第二項の規定に基づく条例の規定を適用しないこととされる店舗型性風俗特殊営業を営む者が当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の外周又は内部に広告物を表示する場合及び当該営業所の内部においてビラ等を頒布する場合については、適用しない。

八 第五項第一号の規定は、同号の規定の適用に関する第一項の規定又は同号口の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際店舗型性風俗特殊営業を営む者が現に表示している広告物(当該施行又は適用の際現に第二十七条规定第一項の届出書を提出して店舗型性風俗特殊営業を営んでいる者が表示するものに限る。)については、当該施行又は適用の日から一月を経過する日までの間に、適用しない。

九 前項及び第五項に規定するもの(ほか、店舗型性風俗特殊営業を営む者は、その営業につき、清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をしてはならない。

(営業の停止等)



又は立看板（木枠に紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類する物に紙をはり、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているものに限る。以下この項及び第三十一条の十九第二項において同じ。）を前条第一項において準用する同号イに掲げる区域において表示することであるときは、当該違反行為が行われた場所を管轄する公安委員会は、当該違反行為に係るはり紙、はり札又は立看板を警察職員に除却させることができる。（営業の停止等）

**第三十一条の五 無店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号ロからトまで、リ、ヌ、ヲ若しくはワに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は無店舗型性風俗特殊営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該行為又は当該違反行為が行われた時ににおける事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対し、八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。**

2 公安委員会は、前項の場合において、当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者が第三十一条の第三項の規定により受付所営業を営んではならないこととされる区域又は地域において受付所営業を営む者であるときは、その者に対する前項の規定による当該受付所営業の停止の命令に代えて、当該受付所営業の廃止を命ずることができる。

3 第三十一条の規定は、第一項の規定により受付所営業の停止を命じた場合について準用する（处分移送通知書の送付等）

**第三十二条の六 公安委員会は、無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対し、第三十一条の四第一項の規定による指示又は前条第一項若しくは第二項の規定による命令をしようとする場合において、当該処分に係る無店舗型性風俗特殊営業を営む者が事務所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に係る事案に関する弁明の機会の付与又は聴聞を終了して**

いる場合を除き、速やかに現に事務所の所在地を管轄する公安委員会に国家公安委員会規則で定める处分移送通知書を送付しなければならない。

二 当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称又は、その代表者の氏名

三 事務所の所在地

四 第二条第八項に規定する映像の伝達の用にとができるものとし、当該処分移送通知書を交付した公安委員会は、第三十一条の四第一項並びに前条第一項及び第二項の規定にかかるわざず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

2 前項の規定により処分移送通知書が送付されたときは、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができるものとし、当該処分移送通知書を交付した公安委員会は、第三十一条の四第一項並びに前条第一項及び第二項の規定にかかるわざず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

一 当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に関し、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反した場合、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすること。

二 当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号ロからトまで、リ、ヌ、ヲ若しくはワに掲げる罪に当たる違法な行為若しくは前条第一項の政令で定める重大な不正行為をした場合又は当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反した場合、八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部又は一部の停止を命ずること。

三 前号に掲げる場合において、当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者が第三十一条の三第三項の規定により受付所営業を営んではならないことを営む者であるときは、当該受付所営業を営む者に代えて、当該受付所営業の廃止を命ずること。

四 第三十一条の二第二項から第五項まで（第四項ただし書を除く。）の規定は、前項の規定によるとおり届出書の提出について準用する。この場合において、同条第二項中「同項各号（第四号を除く。）」とあるのは、「第三十一条の七第一項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第三十一条の七第一項又は同条第二項において準用する第二項」と読み替えるものとする。

（街頭における広告及び宣伝の規制等）

五 第三十一条の八 第二十八条第五項及び第七項から第九項までの規定は、映像送信型性風俗特殊営業を営む者について準用する。この場合において、同条第五項中「前条に規定するもののほか、その」とあるのは、「その」と、同条第六項第五号中「第二項」とあるのは、「第二条第六項第五号の営業について第二項」と、同条第七項中「第五項第一号」とあるのは、「第三十一条の八第一項において準用する第五項第一号」と

安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称

三 事務所の所在地

四 第二条第八項に規定する映像の伝達の用にとができるものとし、当該処分移送通知書を交付した公安委員会は、第三十一条の四第一項並びに前条第一項及び第二項の規定にかかるわざず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

五 第三十一条の九 映像送信型性風俗特殊営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に関し、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反したときは、当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（指示等）

六 映像送信型性風俗特殊営業（前項に規定するものを除く。）を営む者は、客が十八歳以上である旨の証明又は十八歳未満の者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を客から受けた後でなければ、その客に第二条第八項に規定する映像を伝達してはならない。

七 その自動公衆送信装置の全部又は一部を映像伝達用設備として映像送信型性風俗特殊営業を営む者に提供している当該自動公衆送信装置の設置者（次条において「自動公衆送信装置設置者」という。）は、その自動公衆送信装置の記録媒体に映像送信型性風俗特殊営業を営む者がわいせつな映像又は児童ポルノ映像（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律第二条第三項各号に規定する児童の姿態に該当するものの映像をいう。次条第二項において同じ。）を記録したことを見つたときは、当該映像の送信を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

八 映像送信型性風俗特殊営業を営む者が客にわいせつな映像又は児童ポルノ映像を見せた場合において、当該映像送信型性風俗特殊営業を営む者に係る自動公衆送信装置設置者が前条第五

2 前項の規定により処分移送通知書が送付されたときは、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができるものとし、当該処分移送通知書を交付した公安委員会は、第三十一条の四第一項並びに前条第一項及び第二項の規定にかかるわざず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

三 前号に規定する場合において、当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者が第三十一条の三第三項の規定により受付所営業を営んではならないことを

四 第三十一条の二第二項から第五項まで（第四項ただし書を除く。）の規定は、前項の規定によるとおり届出書の提出について準用する。この場合において、同条第二項中「同項各号（第四号を除く。）」とあるのは、「第三十一条の七第一項又は同条第二項において準用する第二項」と読み替えるものとする。

（街頭における広告及び宣伝の規制等）

五 第三十一条の八 第二十八条第五項及び第七項から第九項までの規定は、映像送信型性風俗特殊営業を営む者について準用する。この場合において、同条第五項中「前条に規定するもののほか、その」とあるのは、「その」と、同条第六項第五号中「第二項」とあるのは、「第二条第六項第五号の営業について第二項」と、同条第七項中「第五項第一号」とあるのは、「第三十一条の八第一項において準用する第五項第一号」と

六 映像送信型性風俗特殊営業を営む者が客にわいせつな映像又は児童ポルノ映像を見せた場合において、当該映像送信型性風俗特殊営業を営む者に係る自動公衆送信装置設置者が前条第五

項の規定を遵守していないと認めるときは、当該自動公衆送信装置設置者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該自動公衆送信装置設置者に対し、同項の規定が遵守されることを確保するため必要な措置をとるべきことを勧告をしようとするときは、あらかじめ総務大臣と協議しなければならない。

(年少者の利用防止のための命令)  
第三十一条の十 映像送信型性風俗特殊営業を営む者は又はその代理人等が、当該営業に関し、第三十一条の八第三項又は第四項の規定に違反したときは、当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対し、当該営業を営む方法について、十八歳未満の者を客としないため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

#### (处分移送通知書の送付等)

第三十一条の十一 公安委員会は、映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対し、第三十一条の九第一項の規定による指示又は前条の規定による命令をしようとする場合において、当該处分に係る映像送信型性風俗特殊営業を営む者が事務所を他の公安委員会の管轄区域内に変更しているときは、当該处分に係る事案に関する弁明の機会の付与を終了している場合を除き、速やかに現に事務所の所在地を管轄する公安委員会に国家公安委員会規則で定める处分移送通知書を送付しなければならない。

前項の規定により处分移送通知書が送付されたときは、当該处分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、次の各号に掲げる場合に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができるものとし、当該处分移送通知書を送付した公安委員会は、第三十一条の九第一項及び前条の規定にかかるわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

一 当該映像送信型性風俗特殊営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に関し、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反した場合、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為をなすること。

二 当該映像送信型性風俗特殊営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に関し、第三十一条の八第三項又は第四項の規定に違反したときは、当該営業を営む方法について、十八歳未満の者を客としないため必要な措置をとるべきことを命ずること。

三 第一項の規定は、公安委員会が前項の規定により処分をしようとする場合について準用する。

#### 第四款 店舗型電話異性紹介営業の規制

##### (営業等の届出)

第三十一条の十二 店舗型電話異性紹介営業を営もうとする者は、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人についての氏名又は名称及び住所並びに法人についての氏名又は、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び所在地

三 第二条第九項に規定する電気通信設備を識別するための電話番号

四 営業所の構造及び設備(第二条第九項に規定する電気通信設備を含む。)の概要

五 営業所における業務の実施を統括管理する者の氏名及び住所

六 営業所で十八歳未満の者を客に接する業務に従事させること。

七 十八歳未満の者からの第二条第九項に規定する会話の申込みを取り次ぐこと。

八 営業所で二十歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。

九 営業所で十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らさせること。

十 前項の規定による届出書の提出について準用する。この場合において、同条第二項中「同項各号(第三号を除く。)」とあるのは、「第三十一条の十二第一項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第三十一条の十二第一項又は同条第二項において準用する前項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは、「第三十一条の十二第一項又は同条第二項において準用する第二項」と、同項ただし書中「第二十八条第一項」とあるのは、「第三十一条の十三第一項において準用する第二十八条第一項」と読み替えるものとする。

(店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等)  
第三十一条の十三 第二十八条第一項から第十項までの規定は、店舗型電話異性紹介営業について準用する。この場合において、同条第三項及び第七項中「第二十七条第一項」とあるのは、「第三十一条の十二第一項」とあるの

いて準用する第五項」と、同条第九項中「ならない旨」とあるのは、「ならない旨及び十八歳未満の者が第三十一条の十二第一項第三号に掲げる電話番号に電話をかけてはならない旨」と読むべきものとする。

二 店舗型電話異性紹介営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。  
一 当該営業に関し客引きをすること。

二 当該営業に関し客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。  
三 営業所で十八歳未満の者を客に接する業務に従事させること。

四 十八歳未満の従業者を第二条第九項の規定によりその機会を提供する会話の当事者にすること。

五 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らさせること。

六 営業所で二十歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。

七 十八歳未満の者からの第二条第九項に規定する会話の申込みを取り次ぐこと。

八 営業所で二十歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。

九 営業所で十八歳未満の者を客として立ち入らさせること。

十 前項の規定による命令を講じておかななければならぬ。

(指示)  
第三十一条の十四 公安委員会は、店舗型電話異性紹介営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に関し、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定(前条第一項において準用する第二十八条第一項の規定又は前条第一項において準用する第二十八条第二項の規定に基づく条例の規定を除く。)に違反したときは、当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。

(営業の停止等)  
第三十一条の十五 公安委員会は、店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪(第四十九条第五号及び第六号の罪を除く。)若しくは第七項第一項第二号口からトまで、リ、ヌ、ヲ若しくはワに掲げる罪に当たる違法な行為その他

障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に對し、当該施設を用いて営む店舗型電話異性紹介営業について、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該店舗型電話異性紹介営業を営む者又は一部の停止を命ずることができる。

二 公安委員会は、前項の場合において、当該店舗型電話異性紹介営業を営む者が第三十一条の十三第一項において準用する第二十八条第一項において準用する第二十八条第二項の規定による停止の命令に規定により店舗型電話異性紹介営業を営む者では、当該命令に係る施設の出入口の見やしにより、当該命令に係る施設の出入口の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標章をはり付けるものとする。

三 前条第一項の規定による命令を受けた者は、次の各号に掲げる事由のいずれかがあるときは、国家公安委員会規則で定めるところによじたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該命令に係る施設の出入口の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標章をはり付けるものとする。

四 前条第一項の規定による命令を受けた者は、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、標章を取り除かなければならない。

五 前条第一項の規定による命令を受けた者は、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、標章を取り除かなければならない。

六 前条第一項の規定による命令を受けた者は、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、標章を取り除かなければならない。

七 前条第一項の規定による命令を受けた者は、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、標章を取り除かなければならない。

八 前条第一項の規定による命令を受けた者は、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、標章を取り除かなければならない。

九 前条第一項の規定による命令を受けた者は、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、標章を取り除かなければならない。

十 前条第一項の規定による命令を受けた者は、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、標章を取り除かなければならない。

十一 前条第一項の規定による命令を受けた者は、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、標章を取り除かなければならない。

十二 前条第一項の規定による命令を受けた者は、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、標章を取り除かなければならない。

十三 前条第一項の規定による命令を受けた者は、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、標章を取り除かなければならない。

十四 前条第一項の規定による命令を受けた者は、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、標章を取り除かなければならない。

十五 前条第一項の規定による命令を受けた者は、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、標章を取り除かなければならない。

十六 前条第一項の規定による命令を受けた者は、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、標章を取り除かなければならない。

十七 前条第一項の規定による命令を受けた者は、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、標章を取り除かなければならない。

何人も、第一項の規定によりはり付けられた  
標章を破壊し、又は汚損してはならず、また、  
当該施設に係る前条第一項の命令の期間を経過  
した後でなければ、これを取り除いてはならない。  
い。

## 第五款 無店舗型電話異性紹介営業の

(營業等の届出) 第三十一條の十七 無店舗型電話異性紹介営業を規制する者、事務所の所在地などを管轄する

當もソシとする者は、事務所の所在地を管轄する  
公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提  
出しなければならない。

は、その代表者の氏名  
二 当該営業につき広告又は宣伝をする場合に

当該営業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が二以上ある場合にあつては、それら全部の呼称）

三 事務所の所在地  
四 第二条第十項に規定する電気通信設備を識別するための電話番号

## 五 第二条第十項に規定する電気通信設備の概要

第三十一条の二第二項から第五項まで（第四項ただし書を除く。）の規定は、前項の規定による届出書の提出について準用する。この場合

（前出の掲げしに、遂て之の場合は、同項各号（第四号を除く。）」とあるのは「第三十一条の十七第一項

各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第三十一条の十七第一項又は同条第二項において準用する前項」と、同条第四項中「第一項

又は第二項」とあるのは「第三十一条の十七第一項又は同条第二項において準用する第二項」である。

（街頭における広告及び宣伝の規制等）  
第三十三条の十八 第二十八条第五項及び第七項  
と読み替えるものとする。

から第九項までの規定は、無店舗型電話異性紹介営業を営む者について準用する。この場合において、同条第五項中「前項に規定するものの

ほか、その」とあるのは「その」と、同項第一号口中「第二項」とあるのは「第三十一条の十一第一項において準用する第二項」と、同条第

七項中「第五項第一号」とあるのは第三十一條の十八第一項において準用する第五項第一

号」と「第二十七条第一項」とあるのは「第三十一条の十七第一項」と、同条第八項中「前条及び第五項」とあるのは「第三十一条の十八

第一項において準用する第五項」と、同条第九項中「その営業所に立ち入つて」とあるのは、「第三十一条の十七第一項第四号に掲げる電話番号に電話をかけて」と読み替えるものとす  
る。

げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたまき、又は無店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該行為又は当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、八日以内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第一項の規定は、公安委員会が前項の規定により処分をしようとする場合について準用する。

**第三十一条の二十二** 特定店更迭、飲食店営業を営むる者は、當業所ごとに、当該當業所の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならぬ。

業の  
言

特定迦興飲食店営業を旨とする者は、営業所ごとに、当該営業所の主管を管轄する公安委員会の許可を受けなければならぬ。

第五条及四第 十及び第十 条	第四項 第三項 第二項及 第三条十 第一項ただ し書の場合 において、 午前零時か ら同項ただ し書に規定 する条例で 定める時ま での時間	項第三 二条十 第一項た だし書の場 合において 午前零時か ら同項ただ し書に規定 する条例で 定める時ま での時間	号口 第三項 第二項第 三条第四 、当該滅失 域に含まれ ることとな つた	号イ 二項第 三条第四 、当該滅失 域に含まれ ていた	第三項 第四 、当該滅失 域に含まれ ていた	第三項 第四 、当該滅失 域に含まれ ていた	第三項 第四 、当該滅失 域に含まれ ていた	第三項 第四 、当該滅失 域に含まれ ていた	第三項 第四 、当該滅失 域に含まれ ていた
その営業			、政令 によるほか の規定期間	、当該滅失 域に含まれ ることとな つた	、当該滅失 域に含まれ ていた	、当該滅失 域に含まれ ていた	、当該滅失 域に含まれ ていた	、当該滅失 域に含まれ ていた	、当該滅失 域に含まれ ていた
その深夜	深夜	深夜	政令	所に該当して いないかつた	当該滅失以降に第三十一 条の二十三において準用 する前項第二号の地域に 含まれておらず、かつ、 当該滅失した営業所がホ テル等内適合営業所に該 当していないかつた	当該滅失以降に第三十一 条の二十三において準用 する前項第二号の地域に 含まれないこととなり、 かつ、当該滅失した営業 所がホテル等内適合営業 所に該当していなかつた	当該滅失前から第三十一 条の二十三において準用 する前項第二号の地域に 含まれておらず、かつ、 当該滅失した営業所がホ テル等内適合営業所に該 当していないかつた	当該滅失前から第三十一 条の二十三において準用 する前項第二号の地域に 含まれておらず、かつ、 当該滅失した営業所がホ テル等内適合営業所に該 当していないかつた	当該滅失前から第三十一 条の二十三において準用 する前項第二号の地域に 含まれておらず、かつ、 当該滅失した営業所がホ テル等内適合営業所に該 当していないかつた

全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をする二七〇ができる。

の午前六時までの時間において十八歳未満」と、「営業所」とあるのは「営業所（少年

第三十一条の二十五

**第三十一条の二十一** 公安委員会は、特定遊興飲食店営業者若しくはその代理人等が当該営業に関し法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において著しく善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は特定遊興飲食店営業者がこの法律に基づく処分若しくは第三十一条の二十三において準用する第三条第二項の規定に基づき付された条件に違反したときは、当該特定遊興飲食店営業者に対し、当該特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該特定遊興飲食店営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の規定により特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は特定遊興飲食店営業の停止を命ずるときは、当該特定遊興飲食店営業を當む者に対する施設を用いて営む飲食店営業について、六月（同項の規定により特定遊興飲食店営業の停止を命ずるとときは、その停止の期間）を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができることとする。

**第二款 深夜における飲食店営業の規制等**

**（深夜における飲食店営業の規制等）**

**第三十二条** 深夜において飲食店営業を當む者は、営業所の構造及び設備を、国家公安委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

3 第十四条及び第十五条の規定は、深夜において飲食店営業を當む者について準用する。この場合において、これらの規定中「その営業」とあるのは、「その深夜における営業」と読み替えるものとする。

4 第二十二条第一項（第三号を除く。）の規定は、飲食店営業を當む者について準用する。この場合において、同項第一号及び第二号中「当該営業」とあるのは、「当該営業（深夜における営業に係るもの）を除く。」と、同項第五号中「業務」とあるのは、「業務（少年の健全な育成に及ぼす影響が少なものとして国家公安委員会規則で定める営業に係るもの）を除く。」と、同項第五号中「十八歳未満」とあるのは、「午後十時から翌日

第二

2  
一書の上に於ては、前項の規定により特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は特定遊興飲食店営業の停止を命ずるときは、当該特定遊興飲食店営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む飲食店営業について、六月（同項の規定により特定遊興飲食店営業の停止を命ずるときは、その停止の期間）を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 前二項の届出書には、営業の方法を記載した  
書類その他の内閣府令で定める書類を添付しな  
ければならない。

4 都道府県は、善良の風俗若しくは清浄な風俗  
環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を  
及ぼす行為を防止するため必要があるときは、  
政令で定める基準に従い条例で定めるとこ  
ろにより、地域を定めて、深夜において酒類提  
供飲食店営業を営むことを禁止することができる。

5 前項の規定に基づく条例の規定は、その規定  
の施行又は適用の際現に第一項の届出書を提出し  
て深夜において酒類提供飲食店営業を営んでい  
る者の当該営業については、適用しない。

6 第八十一条の二の規定は、酒類提供飲食店営業  
(午前六時から午後十時までの時間においての  
み営むものを除く。)を営む者について準用す  
る。  
(指示等)

国家公安卷

（以下この条において「飲食店営業者」ということとする。）

第三十四条 公安委員会は、飲食店営業を営む者（指示等）の営業を許し得る場合に於ける飲食店営業を定める規則で定める営業に係るものである。

（以下この条において「飲食店営業者」ということとする。）

第三十三条 酒類提供飲食店営業を深夜において営む者とする者は、営業所ごとに、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一、氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二、営業所の名称及び所在地

三、営業所の構造及び設備の概要

前項の届出書を提出した者は、当該営業を廃止したとき、又は同項各号（同項第二号に掲げる事項にあっては、営業所の名称に限る。）に掲げる事項に変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）があつたときは、公安委員会に、廃止又は変更に係る事項その他の内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

前二項の届出書には、営業の方法を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

都道府県は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を与及ぼす行為を防止するため必要があるときは、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、地域を定めて、深夜において酒類提供飲食店営業を営むことを禁止することができる。

前項の規定に基づく条例の規定は、その規定の施行又は適用の際現に第一項の届出書を提出して深夜において酒類提供飲食店営業を営んでゐる者の当該営業については、適用しない。

第十八条の二の規定は、酒類提供飲食店営業（午前六時から午後十時までの時間においてのみ営むものを除く。）を営む者について準用する。



(報告及び立入り)

**第三十七条** 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、風俗営業者、性風俗関連特殊営業を営む者、特定遊興飲食店営業者、第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者、深夜において飲食店営業（酒類提供飲食店営業を除く。）を営む者又は接客業務受託営業を営む者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

**2 警察職員**は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる場所に立ち入ることができるものとし、第一号、第二号又は第四号から第七号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。

#### 一 風俗営業の営業所

二 店舗型性風俗特殊営業の営業所  
三 第二条第七項第一号の営業の事務所、受付所又は待機所  
四 店舗型電話異性紹介営業の営業所  
五 特定遊興飲食店営業の営業所  
六 第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業の営業所  
七 前各号に掲げるもののほか、設備を設けて客に飲食をさせる営業の営業所（深夜において営業しているものに限る。）

**4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。**

**第六章 雜則**

**（少年指導委員）**

**第三十八条** 公安委員会は、次に掲げる要件を満たしている者のうちから、少年指導委員を委嘱することができる。

**一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。**

**二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。**

**三 生活が安定していること。**

**四 健康で活動力を有すること。**

**2 少年指導委員は、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等（性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業をいう。第二号において同じ。）に関し、次に掲げる職務を行ふ。**

一 飲酒若しくは喫煙をしている少年、風俗営業、店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業若しくは特定遊興飲食店営業の営業所に客として出入りし、又はこれらの営業所に客として出入りし、又はこれらの営業所若しくは第二条第七項第一号の営業の受付所に客として出入りし、又はかかる営業所若しくは受付所の付近をはいかいでいる十八歳未満の者その他少年の健全な育成の観点から障害があると認められる行為を行つている少年の補導を行うこと。

**二 風俗営業若しくは性風俗関連特殊営業等を営む者又はその代理人等に対し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要な助言を行うこと。**

**三 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年に対し、助言及び指導その他の援助を行うこと。**

#### 一 風俗環境保全協議会

**四 少年の健全な育成に資するための地方公共団体の施策及び民間団体の活動への協力を行うこと。**

**五 前各号に掲げるもののほか、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は少年の健全な育成に資するための活動で国家公安委員会規則で定めるものを行うこと。**

**六 公安委員会は、少年指導委員に対し、その職務の遂行に必要な研修を行うものとする。**

**7 公安委員会は、少年指導委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解説することができる。**

**一 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。**

**二 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠つたとき。**

**三 少年指導委員たるにふさわしくない非行のあつたとき。**

**第三十八条の二** 公安委員会は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、少年指導委員に、第三十七条第二項各号に掲げる場所に立ち入らせることができる。ただし、同項第一号、第二号又は第四号から第七号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。

2 公安委員会は、前項の規定による立入りをさせることは、少年指導委員に対し、当該立入りの場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

**3 少年指導委員は、前項の指示に従つて第一項の規定による立入りをしたときは、その結果を公安委員会に報告しなければならない。**

**4 第一項の規定による立入りをする少年指導委員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。**

**5 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。**

#### 二 風俗環境保全協議会

**6 公安委員会の委託を受けて第三条第一項又は第三十一条の二十二の許可の申請に係る営業所に關し、第四条第二項第二号若しくは第二号又は同条第三項第二号から第四号まで（これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）に該当する事由の有無について調査すること。**

**7 公安委員会の委託を受けて第九条第一項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の認定の申請に係る営業所の構造及び設備が第四条第二項第一号（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の技術上の基準に適合しているか否かについて調査すること。**

**8 前各号の事業に附帯する事業情報を共有し、関係者の連携の緊密化を図るとともに、地域における良好な風俗環境の保全に対するこれらの営業による悪影響を排除するため必要な対策について協議を行うものとする。**

**3 協議会の事務に從事する者又は當該者であつた者は、當該事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。**

**4 公安委員会は、都道府県協会が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。**

**5 都道府県協会の役員若しくは職員又はこれらにあつた者は、都道府県協会が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。**

法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、都道府県に「を限つて、都道府県風俗環境浄化協会（以下「都道府県協会」という。）として指定することができる。

**2 都道府県協会は、当該都道府県の区域内において、次に掲げる事業を行うものとする。**

**一 風俗環境に関する苦情を処理すること。**

**二 この法律に違反する行為を防止するための啓発活動を行うこと。**

**三 少年指導委員の活動を助けること。**

**四 善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成に資するための民間の自立的な組織活動を助けること。**

#### 三 都道府県協会

**5 公安委員会の委託を受けて第二十四条第六項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の講習を行うこと。**

**6 公安委員会の委託を受けて第三条第一項又は第三十一条の二十二の許可の申請に係る営業所に關し、第四条第二項第二号若しくは第二号又は同条第三項第二号から第四号まで（これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の承認又は第十条の二第一項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の認定の申請に係る営業所の構造及び設備が第四条第二項第一号（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の技術上の基準に適合しているか否かについて調査すること。**

**7 公安委員会の委託を受けて第九条第一項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の認定の申請に係る営業所の構造及び設備が第四条第二項第一号（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の技術上の基準に適合しているか否かについて調査すること。**

**8 前各号の事業に附帯する事業情報を共有し、関係者の連携の緊密化を図るとともに、地域における良好な風俗環境の保全に対するこれらの営業による悪影響を排除するため必要な対策について協議を行うものとする。**

**9 都道府県協会の役員若しくは職員又はこれらにあつた者は、都道府県協会が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。**

**10 都道府県協会の職員若しくは職員又はこれらにあつた者は、都道府県協会が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。**





四 第十条第一項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五 第十条の二第七項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

六 第三十一条第四項（第三十一条の五第三項及び第三十一条の六第三項において準用する場合を含む。）又は第三十一条の十六第四項の規定に違反した者

第五十六条 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に関し、第四十九条、第五十条第一項又は第五十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、各本条の罰金刑を科する。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第七条第六項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十一条第三項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 第十一条の二第九項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

附 則 抄  
(施行期日)  
この法律は、公布の日から施行する。但し、娯楽施設利用税に関する改正規定並びに附則第五十一項及び第五十二項の規定は、入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）施行の日から、遊興飲食税に関する改正規定は、昭和二十九年七月一日から施行する。

1 この法律中、第五十三条の規定は交通事故即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の同法附則第一項但書に係る部分を除く。の施行の日から施行する。

（都道府県公安委員会等の許可等の経過規定）

この法律の施行の際、改正前の道路交通取締法、風俗営業取締法、古物営業法、質屋営業法又は銃砲刀剣類等所持取締令の規定により都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会の行つた許可、免許、取消、停止その他の処分で現にその効力を有するものは、改正後の相当規定により都道府県公安委員会のした処分とみなす。但し、当該処分に期限が附されている場合においては、当該処分の期限は、改正前のこれらの法令の規定により処分がなされた日から起算するものとする。

（都道府県公安委員会等に対する申請等の経過規定）

この法律の施行の際、改正前の道路交通取締法、風俗営業取締法、古物営業法、質屋営業法又は銃砲刀剣類等所持取締令の規定により都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会に対してなされた許可、免許その他の処分の申請、届出その他の手続は、改正後の相当規定によりなされたものとみなす。但し、改正前のこれらの法令の規定による許可、免許その他の処分の申請の際すでに納付された手数料の帰属については、改正後のこれらの法令の規定にかかるらず、なお従前の例による。

附 則（昭和三〇年七月四日法律第五一  
号）抄  
(施行期日)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める。

附 則（昭和三四年二月一〇日法律第二  
号）抄  
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過規定）

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和三九年五月一日法律第七七

<p><b>第一号</b> この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。</p> <p><b>二号</b> この法律の施行前に法令又は改正前の第三条若しくは第四条の二第一項の規定に基づく都道府県の条例に違反した行為に対する公安委員会の処分については、なお従前の例による。</p> <p><b>附 則</b> (昭和四一年六月三〇日法律第九一一号)           </p> <p>この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (昭和四七年七月五日法律第一一六号)           </p> <p>この法律は、公布の日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (昭和五〇年一二月二六日法律第九〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (昭和五三年五月一日法律第三八号) 抄</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (昭和五六年五月三〇日法律第五八号) 抄</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (昭和五七年七月二三日法律第六九号) 抄</p> <p>(施行期日等)</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (昭和五九年八月一四日法律第七六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。</p>
<p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>第二条</b> この法律の施行の際現に改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「新法」という。)第二条第一項第八号の規定により新たに風俗営業に該当することとなる営業を営んでいる者は、この法律の施行の日</p>

(以下「施行日」という。)から三月を経過する日(その者がその日以前に新法第五条第一項の規定による許可申請書を提出した場合にあつては、新法第三条第一項の許可又は新法第五条第一項の規定による許可又は新法第五条第二項の規定による許可を受けないで、引き続き当該営業を営むことができる。

前項に規定する者が施行日から三月を経過する日までの間に当該営業について新法第五条第一項の規定による許可申請書を提出した場合における当該許可申請書に係る営業所についての新法第四条第二項の規定の適用については、同項中「各号」とあるのは、「各号(第二号を除く。)」とする。

(従前の風俗営業に関する経過措置)

**第三条** この法律の施行の際現に改正前の風俗営業等取締法(以下「旧法」という。)第二条第1項の許可を受けて風俗営業を営んでいた者は、当該営業につき新法第三条第一項の許可を受けた風俗営業を営んでいた者とみなす。

この法律の施行の際現に旧法第二条第一項の規定に基づく条例(条例に基づく公安委員会規則を含む。)の規定により交付を受けている許可証は、新法第五条第二項の規定により交付を受けた許可証とみなす。

(風俗関連営業に関する経過措置)

**第四条** この法律の施行の際現に風俗関連営業を営んでいる者については、施行日から一月を経過する日(その日以前に新法第二十七条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合にあつては、その提出した日)までの間は、同項及び新法第二十八条(第四項から第六項までを除く。)の規定は、適用しない。

前項に規定する者(この法律の施行の際現に営業している者)は、新法第四条の四第一項の規定に基づく条例の規定により同条第一項の個室付浴場業を営むことができないこととされた区域又は地域において新法第二条第四項第一号の営業を営んでいる者(旧法第四条の四第三項の営業を営んでいる者を除く。)を除く。)が施行日から一月を経過する日までの間に当該営業について新法第二十七条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合には、当該届出書に係る風俗関連営業を営んでいた者は、新法第二十八条第三項の規定の適用については、この法律の施行の際現に新法第二











並びに第百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日  
 行政庁の行為等に関する経過措置)

**第二条** この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の处分その他他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。  
 （罰則に関する経過措置）

**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
 （検討）

**第七条** 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

### 附 則（令和四年六月一七日法律第六八

（施行期日）  
 号）抄

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 一 第五百九条の規定 公布の日

#### 附 則（令和五年六月二三日法律第六六

（施行期日）  
 号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

#### 附 則（令和五年六月二三日法律第六七

（施行期日）  
 号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

#### 附 則（令和六年六月二一日法律第六〇

**第一 条** （施行期日）  
 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。